

平成31年3月4日
病院運営会議 決定

群馬大学医学部附属病院主治医等の定義及び役割と明示に関する申合せ

群馬大学医学部附属病院における「主治医」及び「担当医」の定義及び役割並びに明示について、次のとおり申し合わせる。

(主治医の定義)

第1 主治医とは、患者の診療に主たる責任を有する特定の医師1名をいうものとする。

(主治医の条件)

第2 主治医は、原則として、当該患者の治療に係る専門医若しくは認定医の資格を有すること又はそれと同等の診療能力があることを必要条件とし、当該診療科責任医師（診療科長等）が認定する。

(主治医の登録)

第3 主治医は、電子カルテの主治医欄で登録を行うものとする。また、主治医が交代する場合には、ただちに登録を変更しなければならない。

(主治医の明示)

第4 主治医は、当該患者に対し複数の医師がチームを組んで診療に当たる場合であっても明確にしなければならず、患者や家族に対して誰が「主治医」なのかをはっきりさせるため、入院診療計画書等においてその氏名を明示することとする。

(担当医の定義)

第5 担当医とは、当該患者に対し、主治医の下にチーム医療の一員として責任を持って診療活動に当たる医師をいう。なお、臨床研修医が担当医として診療に参加する場合は、常に臨床研修指導医や主治医の指導の下で診療を行わなければならない。

(その他)

第6 学会専門医の申請に当たって「主治医として担当した症例」提出が求められることがある。この場合の「主治医」は、主として患者の診療を受け持った医師と解釈し、当該における担当医は、学会に提出する書類には「主治医」と記載してよいものとする。

附 則

この申合せは、平成31年3月12日から施行する。